

登別市地域材利用推進方針

(目的)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。) 第9条第1項の規定に基づき、北海道が定めた「北海道地域材利用推進方針」(平成23年3月22日)に即して策定するものであり、市が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物(以下「市有施設」という。)において、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材(以下「地域材」という。)の利用の促進を図ることにより、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に向けられ、森林資源の循環利用に寄与するとともに、健康的で温もりのある快適な市有施設の整備を図ることを目的とする。

(市有施設における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第2 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設における地域材の利用に努めるものとする。

ただし、市有施設における地域材の利用の要否については、利用者ニーズや周辺環境との調和等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断するとともに、当該市有施設に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

(市有施設における地域材の利用の目標)

第3 市は、市有施設の整備について、地域材での木造化の促進又は内装等の木質化に努めるものとする。

2 市有施設における備品及び消耗品等については、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針」を遵守するとともに、地域材を原材料として使用した物の調達が可能な場合には、その使用に努めるものとする。

3 市有施設における森林バイオマスの利用を推進するため、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大に努めるものとする。

(普及啓発・情報提供)

第4 市は、市民への地域材利用の意義の普及啓発や情報発信に努めるものとする。